平成２３年（フ）第１０９７号
東京都昭島市昭和町２丁目７番24号
破産者　竹中　三博
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８２号
静岡県富士宮市神田川町７番地の７
破産者　有限会社菓匠成木屋
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６号
三重県度会郡度会町長原2540番地２
破産者　羽根　茂和
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１１２１号
京都市南区吉祥院新田弐ノ段町105番地の１
破産者　第一染織シーエム株式会社
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
岡山市北区奉還町２―９―30、住民票上の住所岡山市北区奉還町２丁目９番３号
破産者　大橋　正雄
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県宮若市鶴田1891番地286
破産者　有限会社報世建設
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３６８号
奈良県香芝市下田西１丁目４番７―501号
ハイライフ下田
破産者　髙田　慶治
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０３７号
札幌市東区北36条東15丁目１番22号　メイプルハイツ105号
破産者　鷲尾　政博
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９３号
札幌市南区石山１条８丁目２番20号
破産者　見澤　圭司
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７号
仙台市太白区山田上ノ台町15番17号
破産者　岩本　勝弘
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７９１号
仙台市青葉区堤町３丁目３番60号、従前の住所仙台市太白区向山３丁目９番15号
破産者　四倉友香理（旧姓栗塚）
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
宮城県登米市登米町寺池金谷26番地１
破産者　東　　慶子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４５号
宮城県登米市米山町中津山字粟ケ崎３番地
破産者　坂本　昌子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第４６号
宮城県登米市迫町佐沼字南元丁115番地12
破産者　高橋　久子
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２９２４号
神奈川県海老名市上今泉２丁目10番46―９号
破産者　水本　　勉
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６４号
横浜市中区竹之丸185番地　竹之丸パークマンション405号室
破産者　高橋　仁恵
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目41番22号
破産者　青塚　和夫
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９４号
福井市下馬３丁目1305番地エポック・ガーデン１Ｄ号室、開始決定時の住所福井県丹生郡越前町小樟第３号65番地
破産者　岩﨑　幸盛
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
福井県越前市平和町２番26号
破産者　嶋田　直弘
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
福井県越前市芝原１丁目３番15号
破産者　竹野　正一
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
福井市大東３丁目８番13号、開始決定時の住所福井市新保町第38号26番地２
破産者　徳山　幹也
1　決定年月日　平成24年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係